

制作秘書サービス契約約款

第1条(サービス内容)

(1) 手書き資料のデジタル化

紙に書かれた手書きの資料を直接もしくはFAX等で当社にお送りいただいたものを、Officeソフトを用いてデジタル資料を作成いたします。

※ヘッダー情報、フッター情報、表紙はお客様にてご用意ください。

※表紙、ヘッダー、フッターの各情報無しで作成することも可能です。

※提出していただく手書き資料に情報漏れや不明な点があった場合、資料作成が困難な場合があります。

※作成に要する時間は、手書き資料の情報量により異なります。

※資料は原則として、Windows環境で作成しOfficeデータでの提出となります。

(2) Webサイトの更新

お客様から指定されたWebページの情報を変更する作業を行います。

主な修正内容は、テキストの文言修正・追加、画像差し替え等です。

(3) Webサイトの新規作成

デザインフレームを使用して、Webページを新しく作成いたします。

ページ作成に必要な素材やテキストを、お客様にてご用意ください。

(4) Webサイト掲載用の画像作成

Webサイトに使用するバナー画像や、アイコン画像、図表、地図等の画像を作成いたします。

画像を作成するための素材をあらかじめご用意ください。

特に素材の指定がなければ、フリー画像を用いて作成いたします。

(5) 月1回までの作業

ホームページのアクセス集計や、チラシ・ポスター(B4まで)、名刺大カードのDTP入稿データ作成を、月1回まで対応いたします。

第2条(サービスの制限)

当社は、当サービスを提供するにあたり、お客様に対し担当者を1名設置致します。

※当社の担当者は1名で複数のお客様を担当致します。

お客様から当社へ依頼を行う担当者は、原則1名としてください。

お客様は、契約期間内、上記に定める(1)～(4)のサービスの依頼を、当社に対して無制限に行うことができます。

お客様からご依頼いただく内容に情報の不備や漏れがあった場合や、高い技術が必要な場合等のご依頼をお受けできない場合があります。

担当者は、平日9時30分～18時に作業を行います。

土日祝日、年末年始、夏期休暇、業務時間外は原則対応致しません。

ご依頼から納品までにかかる時間は、依頼内容により変動いたします。

1名の担当者が対応する業務は、同時に1つまでとなります。

第3条(料金)

月額6万円(税抜)

※トライアル期間は2ヶ月12万円(税抜)

第4条(サービスの開始日)

1日～25日に開始された場合、開始月をトライアル期間に含めます。

26日～月末に開始された場合、開始月翌月から、トライアル期間に含めます。

トライアル期間は、2ヶ月間です。

第5条(支払い)

翌月ご利用分を、前月末日支払いとなります。

※トライアルは2か月分一括前払いとなります。

第6条(ご利用期間)

6ヶ月。

第7条(営業秘密等)

当社は、当サービス運営に関し知り得たお客様の営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)上の「営業秘密」としてお客様が当社に秘密である旨明示して開示した情報をいいます。)について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含みません。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

第8条(損害賠償)

当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当社は第3条に定める料金の範囲内でお客様に賠償するものとします。

第9条(不可抗力)

天災事変、火災、爆発、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により当サービスの全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は当社及びお客様は共にその責を負わないものとします。

第10条(事故処理)

当サービスの遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、当社並びにお客様双方で協力してその解決処理にあたるものとします。

第11条(更新)

当サービスのご利用期間は、当サービス開始から6ヶ月間とします。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに当社及びお客様いずれかからご利用終了の申し出のない場合は、同一条件をもってさらに6ヶ月延長されるものとし、以後も同様とします。

第12条(解約)

更新の1ヶ月前までに、書面にて解約通知を行うものとする。
契約の途中で解約となった場合でも、ご利用期間満了までのお支払いとなります。

第13条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

この約款を変更する場合は、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客様に対し、事前にその内容について通知します。

作成 平成23年 9月 1日